

厚生労働省における成果連動型民間委託契約の取組み

保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)について

令和2年度より、保険者努力支援制度の中に「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動」して配分する部分と合わせて交付することにより、自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押し

事業費部分(152億円程度※)

都道府県の事業計画(市町村事業を含む)に対して、事業費を交付

※ 都道府県ヘルスアップ支援事業・市町村国保ヘルスアップ事業が支援対象

※ 従来の国保ヘルスアップ事業(50億円)を統合し、事業総額は202億円

【交付金のプロセス】

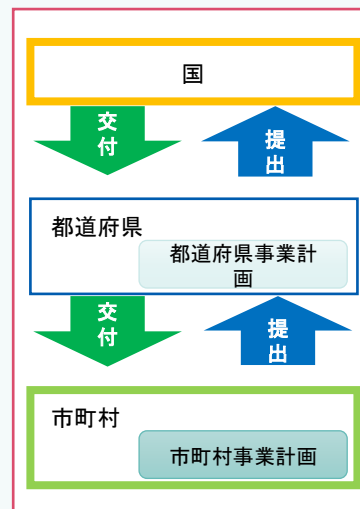
(当年度)

- ① 市町村は、市町村事業計画を作成し、都道府県に提出
- ② 都道府県は、市町村事業計画を踏まえた都道府県事業計画を作成し、国に交付申請
- ③ 国は、都道府県事業計画の内容を審査の上、交付決定し、都道府県に事業費を交付
- ④ 都道府県は、市町村に対し、市町村事業に係る事業費を交付
- ⑤ 都道府県、市町村において事業を実施

(翌年度)

- ⑥ 実績報告、国庫返還

<計画提出・交付の流れ>



事業費連動部分(228億円程度)

予防・健康づくりに関する評価指標を用いて、各都道府県に交付金を配分

【交付金の配分方法】

- 都道府県ごとに、予防・健康づくり事業に関する評価指標に基づいて採点
- 都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分 ※保険者努力支援制度（取組評価分）と同様

【交付金のプロセス】

(前年度)

- ① 国において、評価指標を決定・提示

(当年度)

- ② (都道府県事業計画を踏まえつつ) 評価指標に基づいて採点
- ③ 国は、採点結果に基づいて交付決定し、都道府県に交付金を交付
- ④ 都道府県は、当年度の保険給付費に充当する形で予算執行
⇒ 結果として生じる剰余金については、翌年度以降の調整財源として活用

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和7年度当初予算案 (一般財源) 101 億円 (100億円)
(消費税財源) 200 億円 (200億円)

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。
- 令和5年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカムに関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減など、制度の効率化・重点化を図るための見直しを行ったところであり、令和6年度以降、引き続き保険者機能強化の推進を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。
- ※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使用範囲を限定。

【実施主体】 都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

（保険者機能強化推進交付金）

- ① 事業計画等によるPDCAサイクルの構築状況
- ② 介護給付の適正化の取組状況
- ③ 介護人材確保の取組状況

（介護保険保険者努力支援交付金）

- ① 介護予防日常生活支援の取組状況
- ② 認知症総合支援の取組状況
- ③ 在宅医療介護連携の取組状況

【交付金の活用方法】

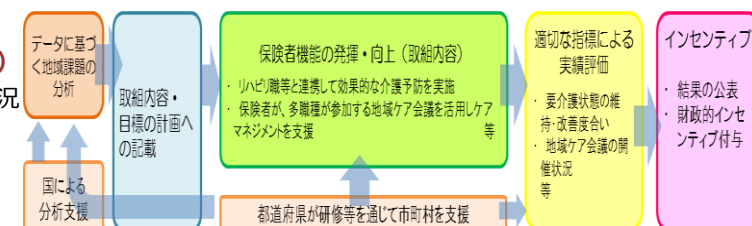
- 都道府県分：高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。
- 市町村分：国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要なる事業を充実。

【補助率・単価】 定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

【負担割合】 国10/10

【事業実績】 交付先47都道府県及び1,571保険者（令和5年度）

〈交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ〉



ハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）について



公共職業訓練（離職者向け）

(1) 対象: ハローワークの求職者 主に雇用保険受給者

(2) 訓練期間: 概ね3か月～2年

(3) 実施機関

○国（ポリテクセンター）

主にものづくり分野の高度な訓練を実施（金属加工科、住環境計画科等）

○都道府県（職業能力開発校）

地域の実情に応じた多様な訓練を実施（木工科、自動車整備科等）

○民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）

事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる訓練を実施

求職者支援訓練

(1) 対象: ハローワークの求職者 主に雇用保険を受給できない方

(2) 訓練期間: 2～6か月

(3) 実施機関

○民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）

＜基礎コース＞基礎的能力を習得する訓練

＜実践コース＞基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練

実践コースの主な訓練コース

- ・ 介護系（介護福祉サービス科等）
- ・ 情報系（ソフトウェアプログラマー養成科等）
- ・ 医療事務系（医療・調剤事務科等）等

成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success）による保健事業の推進について

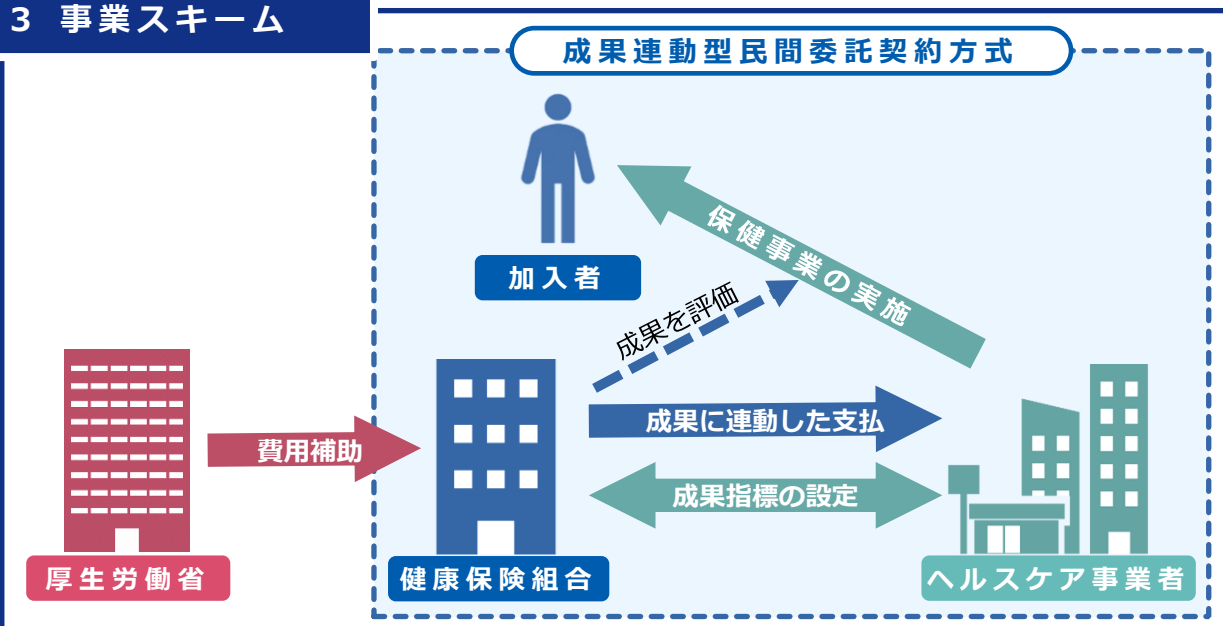
1 事業の目的

- 健康保険組合において、データヘルスの取組を一層効果的・効率的に実施し、保険者機能を強化するため、成果連動型民間委託契約方式（PFS）の保健事業のモデル構築のために係る費用を補助する。
- ※ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、複数年にわたる成果連動型民間委託方式について、取り組む分野を拡大していくことが掲げられており、被用者保険においてもモデル事業構築及び普及促進が必要。（国庫債務負担行為分は令和5年度採択事業のみ、令和6年度は新規採択なし）
- ※ 「新経済・財政再生計画改革工程表2023」において、予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進されるよう掲げられており、引き続き普及促進が必要なため、令和7年度も単年度事業で費用を補助する。

2 事業の概要

- PFSによる保健事業とは、保険者が民間事業者へ委託等して実施させる保健事業のうち、その事業により解決を目指す健康課題に対応した成果指標が設定され、民間事業者へ支払う額等が当該成果指標の改善状況に連動するものを指す。
- 成果指標の改善状況に連動するリスクを民間事業者が負うことで、より事業の費用対効果が高まり、効果的・効率的な保健事業を実施することにつながることを期待される。

3 事業スキーム



4 実施主体等

- 実施主体：健康保険組合
- 補助期間：1年度
- 補助上限：1,000万円／年
- 補助率※：基礎分 1 / 2

成果連動分10 / 10

※ 総事業費は、事業の完了をもって支払われる基礎分と、成果指標の達成度合いに応じて支払われる成果連動分で構成する

大規模実証事業 14実証事業について

- 施策に反映可能なポジティブな結果や今後の検討につながる課題が得られた事業、事業実施に課題の残る事業があった。

【14の実証事業】

- 特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業
- がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業
- 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの効果検証等事業
- 歯周病予防に関する実証事業
- 認知症予防プログラムの効果検証事業
- 認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業
- 複数コラボヘルスを連携させた健康経営の効果検証事業
- 心の健康保持増進の効果検証事業

- AI・ICT等を活用した介護予防ツール等の効果・普及実証事業
- 健康増進施設における標準的な運動プログラム検証のための実証事業
- 女性特有の健康課題に関するスクリーニング及び介入方法検証のための実証事業（月経困難症等）
- 女性特有の健康課題に関するスクリーニング及び介入方法検証のための実証事業（やせ・低栄養）
- 食行動の変容に向けた尿検査及び食環境整備に係る実証事業
- 健康にやさしいまちづくりのための環境整備に係る実証事業

（●：厚生労働省、○：経済産業省）

＜施策への反映＞

例) ポジティブな結果が得られた事業

- アウトカム評価に基づく特定保健指導が従来の保健指導と同等程度の有効性を示唆
- 糖尿病性腎症重症化予防プログラム介入集団では、介入後にHba1c等の検査と糖尿病治療薬の処方の実施割合が増加。また、プログラムによる継続受診率が増加。

例) 今後の検討につながる課題が得られた事業

- ICTを活用した継続的な勧奨による行動変容や、歯科健診による歯周病の改善効果が示された一方、忙しい就労世代や無関心層への訴求等について課題が見られた。
- やせ女性に対する健康情報の提供による介入効果はないことが示された。大規模データ解析では、低BMI女性と低出生体重児出産リスクの関連が見出された。

例) 事業実施に課題が残る事業

- 月経困難症等のハイリスク者に対する介入ツールについての有効性について、受診行動や知識の変化等の指標を用いた効果検証
- ⇒ 新型コロナウイルスの影響等により参加者数を十分に確保できなかったため、評価不能。

- 令和6年度から開始する特定保健指導においてアウトカム評価を導入
- 対象者の選定や受診勧奨の方法等について、令和5年度にプログラムやそれに基づく手引きへ反映予定
- ターゲットを限定し、令和5年度より「就労世代の歯科健康診査等推進事業」を実施し、継続してエビデンスを蓄積
- やせ女性に対しては別の観点からのアプローチが必要ながことが明らかになったため、施策や介入方法について従来と異なる視点から検討を進める。
- 継続してエビデンスを蓄積

その他の成果連動型民間委託契約等の取組

平成29年～令和元年度

- 平成29年～令和元年度にかけて、保健福祉分野で、「ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）」の枠組みを活用した社会的事業をモデル的に実施し、**評価指標、民間資金の獲得に向けた条件**等について検証を行い、**社会的事業の開発・普及**を目指すモデル事業を実施。
- 以下の2つの類型に分けて、成果指標、成果に応じた報酬の在り方などについて、モデル事業を実施し、内閣府のPFSポータルサイトに事例集を掲載した。

①特定課題型（成果連動の財政支援の仕組みを導入するための課題抽出や手法を検討）

…保健福祉分野における特定の社会的課題の発生又は深刻化を予防するため、当該課題を有する個人に対し支援・介入を行う事業であって、その成果が個人レベルで生じた変化の集積として捉えられるもの。

※令和元年度は、フリースクール、糖尿病重症化予防、大腸がん検診の受診勧奨、引きこもりへのアウトリーチ支援、ショッピングリハビリの5事業を実施。

②地域課題型（ロジックモデル、成果指標などの有効な評価の枠組みの検討・開発）

…地域における様々なつながりを育み、住民の社会参加や地域で十分に活用されていない物的・人的資源の活用を促すため、個人や地域に対し支援・介入を行う事業であって、その成果が個人レベルで生じた変化の集積だけでなく、地域レベルで生じる変化にも波及するもの。

令和5年度

- 令和3年9月、厚生労働省及び経済産業省が共同で「**成果連動型民間委託契約方式（PFS : Pay For Success)医療・健康及び介護分野の手引き**」を**作成・公表**した。本手引きについては令和6年3月に改訂を行ったところ、今後も新たな知見を加え、よりわかりやすいガイドラインとしていくため、必要に応じて改訂を行っていく。
- 手引きにおいては、PFS事業の活用にあたって地方公共団体等の参考となるよう、先行20事例に係る案件形成、民間事業者の選定・契約、事業実施、評価・支払までの各ステップについて例示等をしており、地方公共団体等職員の生の声も交えて紹介している。